

## 1 行動計画全体の取組状況と評価等

**施策の方向 I 広報・啓発、学習への支援及び市民活動への支援**

市民が条例への関心と理解を深める等により、子どもの権利に関する意識が普及するため、子どもの権利に関する啓発イベントや広報の実施、子どもの権利の学習機会の推進等に努めます。

推進施策(1)～(3) 計 59 事業

B(=目標を上回って達成)：1 事業、 C(=目標をほぼ達成)：58 事業

**成果指標**

条例を「知っている」、「聞いたことがある」と回答する市民の割合

※令和6年度調査では「名前も内容も知っている」「名前だけ知っている」と回答する市民の割合

|             | 行動計画策定時 | 現状（令和6年度） | 計画期間の目標値 |
|-------------|---------|-----------|----------|
| 子ども：10～17 歳 | 59.7%   | 49.0%     | 63.0%以上  |
| 大人：18 歳以上   | 42.3%   | 33.1%     | 46.0%以上  |

設定の理由：子どもの権利について明示した条例を知っている市民が増えれば、子ども自身及び子どもの周囲の大人の意識や行動が変わり、直接的又は間接的に子どもの権利の保障につながっていくと考えることができるため。

**〈取組状況〉****推進施策（1）子どもの権利に関する広報**

子どもの権利についての関心と理解を深めるために、子どもの権利に関する普及啓発事業等を市と市民の協働のもとに行います。

「かわさき子どもの権利の日のつどい」を、市の中央に位置する高津区・中原区で交互に開催したことや、リーフレットや市政だよりで広報を重ねたことで、新規団体の参加などにつながり、様々な年代に幅広くアプローチすることができました。

川崎市子ども会議では、定例会にテーマに沿った関係者を招き、詳しく知る機会を設けました。カワサキ☆U18 でも、子ども同士や大人とも一緒に考え合うことができ、子ども委員以外への周知啓発の機会になりました。

子どもが暴力や権利侵害から自分を守る方法を身につけるワークショップ、ありのままの自分での権利等を学ぶ、性の多様性プログラムを継続実施しました。性的マイノリティの講演会実施校は3年間で12校増加し、性の多様性や子どもの権利についての理解促進につながりました。令和5年度から「授業プログラム」を新たに実施したことにより、条例の理念や子どもの権利に関する理解が深まり、指導方法を見直す契機となりました。

**推進施策（2）子どもの権利学習**

子どもの権利について理解が深まるよう、学習等を推進します。

GIGA 端末の情報共有サイトに掲載することで、権利カードを含め様々なコンテンツをいつでも活用できるよう更新を進めました。各学校において「子どもの権利に関する週間」や「学校公開週間」等で権利学習を実施することで、子どもだけでな

く、保護者や地域住民への理解を進めるための取組を推進しました。

公民保育所等でも「子どもの権利」「虐待・性暴力防止」「多文化共生」などをテーマに職員を対象とした各種会議や研修を実施し、子どもの権利に対する意識向上、人権尊重に基づいた保育活動を推進しました。また、幼児を対象とした「人権集会」を実施し、その様子や研修の報告を保護者に周知しました。

子どもに関わる施設の職員や地域の団体に向けた研修では、それぞれの課題に合わせた内容での講演やワークショップを取り入れた研修等を実施しました。

### 推進施策（３）市民活動団体との連携・支援

子どもの権利の保障に努める市民及びNPO等の市民活動団体の活動に対し、連携の促進等の支援を行います。

新型コロナウイルス感染症の５類感染症移行後、地域における活動が徐々に活性化し、子育てグループへの活動支援や、区役所等で活動する「すくすく子育てボランティア」の新規養成者数の増加など、子育てを支える地域の連携事業を推進しました。

市民を対象とした子育てイベント等で、リーフレットの配布による周知や「子どもの権利」を身近に感じてもらえるよう、簡単なクイズを実施しました。また、市民グループ等への講師派遣を実施し、活動に合わせた子どもの権利ワークショップなどを実施しました。

各区で開催される子ども支援に関するネットワーク事業や子育て関連イベントを通じて、市民や市民活動団体相互の連携・ネットワークの構築を推進しました。また、市民の地域活動への参加促進や、子育て支援団体とのつながりの創出を図りました。

### 〈総合評価〉

取組の推進により、市民の子どもの権利に対する理解促進や学習機会の充実、地域における活動団体間の連携強化に寄与することができました。

一方で、成果指標として設定した「子どもの権利条例」を「知っている」「聞いたことがある」（令和６年度調査では「名前も内容も知っている」「名前だけ知っている」と回答する市民の割合については、子ども、大人ともに減少し、目標を達成することができませんでした。

### 〈委員会の意見〉

#### 推進施策（１）

「かわさき子どもの権利の日」をはじめ、子ども会議やカワサキ☆U18、CAPプログラムなどの取組を通じて、市民団体との連携・協働や広報活動を継続しており、子どもの権利に関する普及啓発は着実に進展している。また、パンフレットやリーフレットの配布、GIGA 端末の活用、子ども自身による発信などにより、参加者の増加や事業等の認知の拡大につながっている。

一方で、「条例」の認知度は子どもやおとな（保護者、地域）において低下傾向にあり、施策の成果が実態・意識調査の結果に十分反映されていないことが課題である。そのため、新たに参加する市民や団体への学習機会の提供や、市民企画事業への権利の視点の導入支援を強化する必要がある。

また、学校における権利学習においては、子ども自身の日常や関心に基づき、子どもの参加や自己決定など主体的な権利を学べる内容の一層の充実が求められる。加えて、子どもの権利の実現にはおとなの理解と応答責任が不可欠であることから、おとな向けの広報・啓発を一層推進する必要がある。今後は、ターゲットを明確にした広報戦略や時代に即した媒体の活用、コンテンツの充実、事業内容の見直しを進めることが重要である。

### 推進施策（２）

子ども、家庭、学校、市民、職員などを対象とした様々な子どもの権利学習の枠組みが構築されており、各種資料やプログラムの作成、研修への活用、GIGA端末を活用した情報共有などの取組が進められている。また、学校や保育所、福祉施設、市民など、それぞれの現場課題に応じた研修内容が企画・実施されており、子どもの最善の利益のための保護者支援の重要性についても共通認識が形成されている。

一方で、研修や学習が慣例化していないか、デジタル教材等が現場で十分に活用され、その効果等を検証されているかといった課題がある。また、多様化・複雑化する保護者支援を組織的に支える体制の評価や記述が十分ではないため、今後は、子どもの権利条約・条例の理念を、適切な指導やケア、虐待防止、多文化共生など現場の具体的な事例に結び付けて学ぶ研修を充実させるとともに、OJTや講師派遣等による支援体制の強化が求められる。

さらに、子どもの保護的な権利に加え、参加する権利や意見表明権、自己決定権など主体的な権利に関する学習を充実させる必要がある。子どもが主体的に意見交換や発信ができるデジタルプラットフォームの活用も期待される。研修や学習の成果については、受講後の支援や指導の変化、子どもの行動や生活環境の改善、いじめや不登校の減少などの観点から研修や学習の効果を検証し、子どもの権利の実現につながっているかを継続的に評価・改善していくことが重要である。

### 推進施策（３）

コロナ禍後の事業再開や内容の充実、新たな連携の導入により、地域全体で子育てを支えるネットワークづくりや情報発信が推進されている。また、子育てグループやボランティア、市民団体、関係機関との連携を継続し、研修や養成講座、イベント、活動支援などを通じて、多様な主体が子ども・子育て支援に参画できる環境づくりが進められていることは評価できる。特に、人口規模の大きい川崎市では、地域ごとのネットワーク会議や地域に根ざした団体の活動を支えることで、子どもの権利を身近な地域で実践し、子どもや保護者に寄り添う市民層や団体の育成につなげている点は重要である。

一方で、団体間の継続的な連携や参加者同士のつながりの発展、効果的な情報発信、人材の確保・育成やノウハウの継承には課題が見られる。また、子育てを始めたばかりの保護者が地域の市民グループや支援者となつたり、孤立感や不安感を軽減しながら子どもの権利に基づく養育を実践できるよう、さらなる支援の充実が求められる。

今後は、多様な主体が参画しやすい運営体制の整備や学習機会の提供を進めるとともに、「子どもの権利」を「声を聴く」「子どもの表現」など身近で具体的なテーマとして分かりやすく発信する工夫が必要である。あわせて、地域の担い手の育成とネットワークの強化を通じて、地域全体で子どもの権利を支え、実現していく持続可能な仕組みづくりを一層推進していくことが重要である。

### 〔今後の方向性〕

子どもの権利の日のつどいや関連した市民企画事業において、「条例」の認知度を高めるだけでなく、理解を深めてもらえるような取組を進めていきます。

加えて、保護者以外の大人にも「子どもの権利」について理解を深めてもらえるよう、啓発イベントやSNS、動画の活用等、様々な媒体による効果的な広報を進めていきます。

権利学習派遣事業については、実施希望校の増加に対応するため、新たな実施団体を選定するなど、より多くの学校で実施できるよう取り組みます。

## 施策の方向Ⅱ 個別の支援

子どもがあらゆる形態の差別を受けることがなく、それぞれの子どもの置かれている状況に応じた個別の支援を受けられるよう努め、共生社会の実現に向けて市民等の意識の普及を図ります。

推進施策(4)(5) 計 49 事業

B (=目標を上回って達成) : 1 事業、 C (=目標をほぼ達成) : 47 事業、

D (=目標を下回った) : 1 事業

### 成果指標

子どもが、生活の中で文化・国籍等の違い、障害の有無にかかわらず大切にされているかについて、「思う」「だいたい思う」と回答する市民の割合

|             | 行動計画策定時 | 現状（令和6年度） | 計画期間の目標値 |
|-------------|---------|-----------|----------|
| 子ども：10～17 歳 | 89.7%   | 89.2%     | 94.0%以上  |
| 大人：18 歳以上   | 79.9%   | 82.9%     | 85.0%以上  |

設定の理由：子どもが文化・国籍等の違い、障害の有無にかかわらず尊重されているかどうかによって、子どもの置かれている状況に応じた市による個別の支援の取組の度合いが推測できるため。

## 推進施策（4）個別の必要に応じた支援

国籍や、性別、障害等を原因又は理由とした差別や不利益を受けることがないよう、子どもの置かれている状況に応じ、必要な支援を行うよう努めます。

保育園において、外国につながる子どもやその保護者に対して、フリガナ付きのお便りを発行することや、翻訳アプリを使いやすくするためにあえてフリガナを付けず、「やさしいにほんご」を意識した情報を提供しました。

市立学校では、通訳機の配置及び通訳者の派遣により児童生徒や保護者に対する情報提供や、面談等でのコミュニケーションが改善しました。

思春期精神保健スーパーバイズの実施回数を、令和6年度から 12 回に増やして行ったことで、地域で思春期の相談支援を行う関係機関の連携強化につながり、相談に関わる知識・技術向上につながりました。

市内4か所の地域療育センターに加え、各区に子ども発達・相談センターを設置し、障害及び障害の疑いのある児童に対する相談事業などの療育支援を行いました。保育所・幼稚園等の職員を対象とした「発達相談支援コーディネーター養成講座」、学校や福祉事業所等の職員を対象とした「発達障害対応力向上研修」、市民を対象とした「市民講座」や「発達障害応援キャラバン」を実施し、支援者の育成・養成を図ることで、発達障害児・者への支援体制の強化を行いました。

児童養護施設等に入所する子どもや里親委託児童に対しては、入所時だけでなく年に1度「子どもの権利ノート」の配布・説明を行い、児童の権利保障を図りました。また、一時保護所に入所している希望者を対象に意見表明等支援事業を実施し、児童の権利意識を醸成することができました。

### 推進施策（５）共生社会に関する理解の促進

さまざまな状況に置かれている子どもがそれぞれ尊重される共生社会の実現に向けて、さまざまな機会を利用して市民等の理解の促進を図ります。

地域における支え合いの大切さや川崎市の取組等について知ってもらうための福祉副読本「ふれあい」について、編集委員の意見を踏まえながら内容・構成を見直し発行しました。また、GIGA 端末でも活用できるよう全編をデジタル化し、小学４～６年生を対象に、児童期からの共生意識の醸成につながるよう取り組みました。

多文化共生社会の実現に向け、民族文化講師の派遣により、さまざまな国の文化体験をすることで、互いの文化の違いや良さを認め合う意識の醸成を図りました。

かわさき共生＊共育プログラムにおいては、「SOS の出し方・受け止め方教育」を含む年間７時間を標準時数としたエクササイズを実施し、「個性の違いを認め合うこと」「自分を表現し、その意見が尊重されること」「仲間と分かちあうこと」など子どもの権利の理解促進を図るとともに、いじめや不登校の未然防止につながる人権プログラムを実施しました。

### 〈総合評価〉

取組の推進により、共生社会の実現に向けた理解促進や意識啓発を進めるとともに、子どもが置かれている状況に応じた支援を受けられる環境づくりの推進に貢献することができました。成果指標として設定した「生活の中で文化・国籍等の違いや障害の有無にかかわらず大切にされていると思う」、又は「ときどき思う」と回答する割合については、子ども・大人ともに目標を達成できませんでしたが、大人は前回調査から３ポイント増加しました。

### 〈委員会の意見〉

#### 推進施策（４）

外国につながるのある子どもや障害のある子ども、不登校の子どもなど、個別の支援を必要とする子どもに対し、多言語による情報提供や通訳・翻訳支援、日本語指導、発達支援、学習支援、相談支援などを継続的に実施し、一人ひとりの状況に応じた支援体制の充実を図っていることは評価できる。また、性の多様性に関する啓発や学校への講師派遣、子どもの権利ノートや権利カードの配布、一時保護所における意見表明支援、不登校の子どもの居場所づくりなど、子どもの権利保障に向けた取組をしていることも評価できる。

一方で、支援制度や情報が十分に届いていない子どもや保護者への対応、地域や関係機関による支援体制の差、支援の質のばらつきが課題である。また、外国につながる子どもや不登校の子どもの増加に対し、通訳や支援者、人材、活動場所の確保が十分とは言えない状況も見られる。さらに、多くの事業で「実施したこと」が成果とされている一方、支援につながっていない

層の実態や当事者・保護者の評価が十分に把握されているとは言い難い。

今後は、多言語による情報提供や相談体制の充実、支援人材の確保・育成、支援の質の標準化を進めるとともに、当事者や保護者の声を施策の評価や改善に反映する仕組みづくりが求められる。また、学校、行政、関係機関が連携しながら、増加・多様化する支援ニーズに対応できる環境を整備するとともに、廃止・終了した事業についてはこれまでの成果・知見を既存事業へ引継ぎ、子どもが必要な支援から取り残されない体制を構築していくことが重要である。

### 推進施策（５）

多文化共生や子どもの権利に関する教育・啓発については、「多文化共生ふれあい事業」や「民族学校に通う子どもとの交流事業」をはじめ、多様な取組を継続的に実施し、地域や社会教育の場において相互理解を深める機会を提供していることは評価できる。また、多言語による情報提供や相談支援、市民向け広報冊子の発行、外国人市民代表者会議を活用した交流事業などを通じて、外国につながるのある子どもや家庭への支援とともに、多文化共生社会の実現に向けた理解促進を図っていることも評価できる。

一方で、取組の多くは大人向けの啓発やイベントの実施に偏っているようにも見え、それらが子どもにどの程度届き、どのような意識や行動の変化につながったのかが十分に見えにくい。また、外国につながるのある子どもへの支援体制には地域差が見られるほか、子どもの意見を施策や支援に反映する取組についても、さらなる充実が求められる。成果指標は子どもの回答が前回は0.5ポイント下回っていることから、多文化共生や子どもの権利に関する意識醸成に取り組む必要がある。

今後は、多言語による情報提供や相談体制のさらなる充実を図るとともに、学校、地域、行政が連携しながら、子どもの意見を尊重した支援を推進していくことが重要である。また、多文化交流や共生プログラムについては、参加した子どもたちの実感をアンケートやインタビュー等により把握し、その結果を事業の改善につなげていくことが求められる。

### 〔今後の方向性〕

外国につながる子どもやその保護者への支援について、ニーズが高まっている地域もあるため、支援者の確保・支援の質向上や関係機関との連携など、一層の充実を図っていきます。

性的マイノリティに関する学習や相談事業・イベント等での周知を引き続き実施し、理解の促進をしていきます。思春期精神保健スーパーバイズや研修の内容・広報手法等を検討し、関係部署と連携・協力していきます。

障害のある子どもやその家族に対し、ニーズに合わせた支援や相談を行うため、各事業の適切な役割分担と地域の関係機関との連携を行いながら取り組んでいきます。

### 施策の方向Ⅲ 家庭、育ち・学ぶ施設及び地域における子どもの権利保障

家庭、育ち・学ぶ施設及び地域において、子どもに関わる大人が子どもの権利を保障するよう、支援します。

※「育ち・学ぶ施設」とは、条例では、児童福祉法に規定する児童福祉施設、学校教育法に規定する学校、専修学校、各種学校その他の施設のうち、子どもが育ち、学ぶために入所し、通所し、又は通学する施設としています（条例第2条第1項第2号）。

#### 推進施策（6）～（16） 計 197 事業

B（＝目標を上回って達成）：2事業、 C（＝目標をほぼ達成）：193事業、

D（＝目標を下回った）：2事業

#### 成果指標 1

条例を、「聞いたことがあるが内容はよくわからない」、「知らない」と回答する育ち・学ぶ施設の職員の割合 ※令和6年度調査では、「名前だけ知っている」「知らない」と回答した割合

| 行動計画策定時 | 現状（令和6年度） | 計画期間の目標値 |
|---------|-----------|----------|
| 17.5%   | 28.4%     | 12.0%以下  |

#### 成果指標 2

子どもとの関わりの中で、子どもの権利や条例を「あまり意識していない」「意識していない」と回答する育ち・学ぶ施設の職員の割合。

| 行動計画策定時 | 現状（令和6年度） | 計画期間の目標値 |
|---------|-----------|----------|
| 15.0%   | 14.9%     | 10.0%以下  |

設定の理由：子どもに関わる職員が条例についての理解を深め、子どもの権利に関する意識を醸成することで、育ち・学ぶ施設等における子どもの権利保障が促進されることが期待されるため。

### 〈取組状況〉

#### 推進施策（6）親等による子どもの権利保障の支援

親等が、子どもの最善の利益を確保して、年齢と成長に応じて子どもの権利を保障できるよう、必要な支援を行います。

保育所を利用する親等に対して、子どもの権利の周知や理解につながるよう、保護者が参加するクラス懇談会等や園だよりで園の取組や子どもの権利について情報提供等を行うことで意識向上を図りました。また、園児が参加する人権集会では、年齢に合わせた内容で子どもの権利について伝えました。

子どもの権利の日事業や区のイベント・小学校入学説明会・PTA 家庭教育学級をとおした資料配布等により、親等への周知につなげました。

#### 推進施策（7）子どもの養育の支援

親等に対し、子どもの養育に必要な支援を行います。また、親等が養育に困難な状況にある場合は、特に配慮した支援に努めます。

子育て世代に協力してもらい子育てガイドブックを作成し配布することにより、子どもや保護者に関する様々な事業や制度についての情報を提供し、子育て世帯が子育て情報を円滑に入手できるようにしました。

子どもを持つ親だけでなく、地域の子育て支援に関わる人に向けて「子どもの権利条例」について学ぶ機会を設け、子どもの権利について再認識し、業務や支援活動につなげることができました。

各区の特性に合わせた子育て支援、個別の必要に応じた支援、養育が困難な親等への支援について、ひとり親家庭への相談支援事業、子どもの発達支援事業等、各地域で子育てを支援するなど様々な取組を行いました。令和6（2024）年までに各区に1か所の発達・相談センターを設置し、相談支援体制の強化をしました。

#### 推進施策（8）子育てしやすい環境づくり

事業者や市民に対し、子育てがしやすい働き方や職場環境に関する啓発を行います。

男女共同参画センター事業やワーク・ライフ・バランス推進事業において、男性のための支援講座や、若い世代を中心に、結婚・子育て等性別に関わらず必要となる知識や情報を習得できるセミナー（ライフ・バランスセミナー）を実施し、仕事と家庭生活の調和の重要性の理解促進につなげました。

#### 推進施策（9）親等による虐待・体罰の防止及び救済等

親等による虐待・体罰の未然防止、予防に向けた啓発活動の充実及び虐待等の早期発見に努め、虐待を受けた子どもに対する迅速かつ適切な救済、回復のための支援を行います。

要保護児童対策地域協議会において、情報交換、役割分担、支援計画等の協議を行うことや、区役所地域見守り支援センターにこども家庭センター機能を位置付けるとともに、令和7年度から区役所での相談支援体制を整備し、全ての妊産婦・子育て世帯、子どもへの切れ目のない支援や虐待の早期発見、早期対応及び未然防止に取り組みました。

複雑化・多様化する相談に適切に対応するために各職場においてOJTだけでなく、OFF-JTを実施することにより、職員の専門性の向上に取り組み、子どもの意思や気持ちを尊重した相談支援を行いました。

11月の児童虐待防止月間を中心に、サッカーチーム川崎フロンターレとの連携による啓発イベントにおいて、児童虐待防止の広報を行いました。

#### 推進施策（10）育ち・学ぶ施設等の環境整備・安全管理

子どもが自ら育ち、学べるよう、育ち・学ぶ施設等における環境整備を行います。また施設の安全管理体制を整備し、子どもの安全を確保します。

こども文化センターや子ども夢パークにおいて、利用者である子どもの意見を施設の管理運営やイベントの企画運営に反映し、子どもが自ら育ち、学べるよう環境を整備しました。

保育所においては、避難訓練・安全教育、心肺蘇生法などの研修等を計画的に行い、安全管理についての職員の意識向上を図るなど、安全に活動できる環境づくり

を進めました。

学校において、ニーズに合わせたバリアフリーを推進するため整備しました。また、スクールガードリーダー、学校安全ボランティア、地域交通安全員等の配置と活用により、防犯対策や通学路の見守り活動を実施しました。

#### 推進施策（11）育ち・学ぶ施設等の職員の虐待・体罰の防止及び相談・救済等

育ち・学ぶ施設等の職員に対し、子どもへの虐待及び体罰の防止に関する啓発を行います。また、子どもへの虐待及び体罰に関する相談体制を整備するほか、関係機関と連携を図り、子どもの救済及び回復に努めます。

児童相談所、保育所、学校等において、子どもの権利に関する各種職員研修の実施、体罰等に関する冊子を用いた研修を実施し、子どもへの虐待及び体罰の防止についての職員の意識の向上を図り、職員間のコミュニケーションの活性化につなかりました。

体罰等の相談に対応する電話相談ホットラインなどを案内する相談カードについては、メールでの相談がしやすいように、2次元バーコードを記載しました。また、GIGA 端末のブックマーク登録やアイコンを設定し周知しました。

スクールソーシャルワーカーを、毎年1名増員し、各区2名体制にしたことや、福祉部局と連携強化を進めたことで、相談支援体制が充実しました。

#### 推進施策（12）育ち・学ぶ施設等におけるいじめの防止及び相談・救済等

いじめの防止を図るため、子どもに対して子どもの権利についての啓発を行い、施設の職員に対してはいじめ防止に関する研修を実施します。また、いじめに関する相談体制の整備を行うほか、関係機関と連携を図り、子どもの救済及び回復に努めます。

希望する小・中学校、特別支援学校に講師を派遣して「子どもワークショップ」を開催することで、暴力や権利侵害から自分を守る方法や、性の多様性、自分や他者の権利の大切さを知ることができ、誰かに相談することの大切さについても学ぶことで、いじめや虐待の早期発見につながっています。また、権利に関わる学習が各学校等で効果的に行えるよう、授業プログラムを新たに実施しました。

人権オンブズパーソンでは、広報や子どもが相談しやすくなるよう、相談カードに2次元バーコードを掲載し、GIGA 端末を含めメールでの相談もできるような体制を整えました。また市ホームページ「かわさきしこどもページ KAWASAKI U18」において、新たに人権オンブズパーソンのメニューを設け、アクセスしやすい環境を整備しました。

#### 推進施策（13）育ち・学ぶ施設における個人情報の管理

育ち・学ぶ施設において、子ども本人に関する文書等を適切に管理します。

保育所において、園内研修を通じて、子どもや保護者に関する情報の扱いや個人情報の適切な管理について周知徹底を図りました。

学校、児童相談所において、相談記録等の個人情報の適正な管理や子どもの処遇に関する適正な手続きに配慮し、子どもの権利擁護を推進しました。

#### 推進施策（14）地域における子育て及び教育環境の整備等

子どもの育ちの場である地域において、子どもの活動が安全のもとで行われるよう配慮し、地域における子育て及び教育環境を整備します。また、子どもについての適切な情報共有と連携を行い、子どもを切れ目なく支援します。

子どもが地域の中で安全安心に過ごせるよう、防犯用具の貸与、通学路での見守りボランティア活動の支援、青色回転灯装着の公用車でのパトロールや、幼稚園・保育園・学校において交通安全教室を実施しました。

市内 54 か所の地域子育て支援センター（令和 8 年度から「すくすくひろば」に名称を変更）において、「気軽な相談」「遊び場」「子育て世帯同士の交流」「地域活動の場」として気軽に利用できるよう、様々な媒体で広報・周知し、子育ての不安感の解消や子育て環境の向上につなげました。

地域の寺子屋事業では、令和 5（2023）年度から令和 7（2025）年度にかけて地域の寺子屋を 89 か所から 102 か所へと増やしました。目標値の 166 か所に届かなかったものの、町内会・自治会などから周知協力してもらい、養成講座をとおして運営に関わる人は 1,181 人から 1,354 人に増加し、放課後等の子どもの居場所や、地域の大人、親子や異学年の交流を促進しました。

各区ネットワーク会議等において、課題共有や相互協力し、地域社会全体で子育てを支えるための情報共有の機会を推進しました。

#### 推進施策（15）子どもの居場所の確保

地域における子どもの居場所を確保し、地域全体で見守ります。

各区 2 箇所以上、全 17 箇所で、学習支援・居場所づくり事業を実施し、生活保護受給世帯、ひとり親世帯、生活困窮世帯等の小中学生の学習・高校等進学を支援しました。

子ども夢パーク・こども文化センター・わくわくプラザ等において、子ども参加や意見表明を中心とし、地域住民とも連携しながら、地域における子どもの居場所の確保や地域全体の見守りを推進しました。

子ども夢パークにある「フリースペースえん」や「こどもサポート」「ゆうゆう広場」において、不登校の児童生徒等が安心して過ごせる環境づくりに取り組みました。また、市立定時制高校においてカフェ形式の居場所を開設し、学習・生活支援を行い、参加する生徒にとって居心地のいい居場所となりスタッフとの信頼関係の構築にもつながっています。

地域で活動する子育てグループ等への遊具貸出や、活動支援助成を実施することで、地域全体で子育てを支える仕組みづくりにつなげました。

**推進施策（16）地域における子どもの活動の支援**

地域における子どもの自治的な活動を奨励し、その支援に努めます。

青少年育成連盟による中高生リーダー研修等活動の支援・助成、各団体の活動内容の周知等を行い、取組の活性化と相互連携の促進を図りました。

行政区及び中学校区地域教育会議において、子どもの意見表明の機会としてさまざまな子ども会議を開催したことにより、地域の教育力を発揮し子どもの権利について考える機会や子どもの自己実現につながりました。また、各団体の情報共有の機会を設けることで、団体間の連携強化を図りました。

**〈総合評価〉**

取組の推進により、子どもの権利を尊重した子育てや教育、地域活動を支える環境づくりの推進に寄与しました。一方で、成果指標として設定した「条例を聞いたことがあるが内容はよくわからない」「知らない」と回答する育ち・学ぶ施設の職員の割合については、増加し目標を達成することができませんでした。また、普段子どもと関わる中で子どもの権利や条例を「あまり意識していない」「意識していない」と回答する職員の割合については横這いで、目標を達成することができませんでした。

**〈委員会の意見〉****推進施策（6）**

保育所や小学校入学説明会、区のイベント、クラス懇談会、学校公開授業等の機会を活用し、保護者に対して子どもの権利に関する情報提供や普及啓発を継続的に実施していることは評価できる。また、子どもの権利への理解を深める取組を通じて、保護者が子どもの気持ちに寄り添い、子どもの声を聴こうとする姿勢が広がりつつあることも成果として評価できる。

一方で、子どもの権利に関する理解や認知度には依然として差があり、すべての保護者に十分浸透しているとは言えない状況である。また、リーフレット等の啓発資材については、子どもや保護者を取り巻く状況の変化に応じた更新や工夫が十分ではなく、普及啓発の内容や手法の充実が求められる。加えて、育ち・学ぶ施設の職員だけでなく、地域の中で子どもと関わる大人に対する権利学習の機会も十分とは言えない。

今後は、保育園や学校等における保護者向け講師派遣事業の活用促進や広報の強化を図るとともに、より多くの保護者に効果的に伝わる周知方法を検討していくことが重要である。

**推進施策（7）**

地域の子育て支援事業については、ガイドブックや広報誌、WEB等の多様な媒体を活用した情報発信を行うとともに、園庭開放や遊びの広場、オンライ

ンおしゃべり広場、学習会や相談会など、多様な形態による交流・相談の機会を提供し、保護者の孤立防止や育児不安の軽減に取り組んでいることは評価できる。また、児童家庭支援センターによる相談援助や子育て短期利用事業※の調整、「こども家庭センター」の本格実施による関係機関の連携強化など、予防的支援を含めた支援体制の充実も進められている。さらに、市民や子育て世代が編集に関わるなど、地域ニーズを反映した情報発信やデジタル化の取組も進展している。

一方で、支援制度やガイドブック等の認知度向上に向けた広報の工夫や、大量の情報の中から必要な情報を分かりやすく届ける仕組みの強化が求められる。また、転入者や初めて子育てを行う家庭、発達に課題のある子どもを持つ家庭などへの個別性の高い支援の充実や、地域資源の活用につながっていない家庭への丁寧な働きかけも必要である。

さらに、ボランティアの不足や高齢化への対応、子育て短期利用事業※等の障害児の受入先の拡充、複合的な課題を抱える家庭への支援強化に向け、関係機関のさらなる連携が求められる。今後は、デジタル媒体やアプリの活用による情報発信の充実を進めるとともに、子どもの権利に関する情報を分かりやすく発信し、孤立しがちな家庭にも必要な支援が確実に届く仕組みづくりを一層推進していくことが重要である。

※令和8年度から子育て短期支援事業に変更

#### 推進施策（８）

男女共同参画に関する講座やサロン、ワーク・ライフ・バランスに関するセミナーなどを継続的に実施し、市民や事業者に対する普及・啓発を推進するとともに、社会ニーズを踏まえて、男性やシングル家庭、若い世代を対象としたライフデザイン支援にも取り組み、安心して子育てできる環境づくりを進めていることは評価できる。一方で、家事・育児における男女間の負担格差が存在していることから、その解消に向けた意識改革や行動変容を促すさらなる啓発が必要である。

また、子育てしやすい環境づくりを保護者の視点にとどめるのではなく、子どもの権利をベースとした視点から推進していくことが求められる。加えて、医療的ケア児や発達特性のある子ども、外国籍家庭など、多様化するニーズにも対応していく必要がある。

今後は、広報手法や開催方法を工夫し、多様な対象者が参加しやすい事業展開を進めるとともに、参加者アンケート等を活用した継続的な効果検証を行い、その結果を事業改善につなげていくことが重要である。また、事業者の働き方改革や仕事と子育ての両立環境の改善、市民や事業者の意識・行動

の変化につながったかを把握できる仕組みを構築し、事業の実効性を高めていくことが求められる。

### 推進施策（９）

児童相談所虐待対応ダイヤル「189」やLINE相談、24時間メール相談、休日電話相談など、多様な相談手段を整備することで、子どもや保護者が相談しやすい環境を構築していることは評価できる。また、妊娠期から子育て期までの切れ目ない相談支援体制の整備に加え、地域みまもりセンターを活用した虐待の早期発見・未然防止、関係機関との連携体制の構築、関係者向け研修や啓発活動の実施など、子どもの安全・安心を支える取組を継続していることも評価できる。さらに、かわさきスポーツパートナーや社会福祉協議会との協働による啓発活動、インターネットトラブルに関する相談体制や周知活動にも取り組んでいる。

一方で、SNS上のいじめや嫌がらせへの対応、地域とのつながりが希薄な家庭や孤立した子どもの把握には課題が見られるほか、児童相談所の体制強化に伴う人材確保や育成、専門性の維持・向上も重要な課題である。

今後は、虐待の深刻化を防ぐため、妊娠期からの予防的な支援をさらに充実させるとともに、行政機関と民間機関がより効果的に協働できる仕組みを強化していくことが必要である。また、現場職員に対する継続的な研修の充実やメンタルヘルスケア、労働環境の改善を進め、持続可能な支援体制を確保することが重要である。あわせて、各相談機関に寄せられた情報がどのように共有され、支援につながっているのかが分かりにくく、相談から支援までの連携ルートや情報共有の仕組みをより明確にし、孤立しがちな家庭や子どもにも確実に支援が届く体制の構築を進めていくことが求められる。

### 推進施策（10）

学校内外における放課後の居場所づくりや多世代交流の推進により、子どもが安心して過ごし、豊かな情操を育むことのできる環境整備が進められていることは評価できる。また、学校運営協議会や各種行事、子ども夢パークの子ども運営委員会などを通じて、子どもが意見を表明し、その意見が尊重される機会を設けていることも重要な取組である。さらに、保育園等における事故報告やヒヤリハットの共有、安全管理体制の整備、スクールガードリーダーによる指導助言などにより、子どもの安全確保と関係者の資質向上が図られている。

一方で、こども文化センターなどの居場所については、小学生の利用が中心となっており、高校生年代が利用しやすい居場所の充実が課題である。また、子どもの意見表明については、行事や会議など特定の機会に限らず、学

校や地域における日常的な活動の中で意見を伝え、それが受け止められる経験を積み重ねられる環境づくりが求められる。加えて、児童生徒が地域住民と意見交換できる機会についても、さらなる充実が必要である。

今後は、施設の安全管理を徹底するだけでなく、子どもたちが主体的に学び、遊び、考え、参画できる環境づくりを一層推進することが重要である。あわせて、中高生世代を含む多様な子どものニーズに応じた居場所の充実や、日常的な意見表明・参加の機会を通じて、子どもの権利がより実質的に保障される取組を進めていくことが求められる。

### 推進施策（11）

子どもの権利に関する普及啓発については、パンフレットやガイドブック、ハンドブックの作成・配布に加え、保育園、学校、児童養護施設等の職員を対象とした研修を実施し、それぞれの現場に即した理解の促進に取り組んでいることは評価できる。また、「子どもとの信頼関係の構築」に関する研修など、知識の習得にとどまらず実践につながる内容としている点も評価できる。さらに、子どもの権利ノートや相談カードの配布、メール・LINE 相談の案内、「24 時間子供 SOS 電話相談」の開設、スクールソーシャルワーカーの増員などにより、相談支援体制の充実が図られていることも評価できる。

一方で、研修や周知啓発については一過性の取組にとどめず、学びや実践の定着につなげる仕組みが必要である。また、学校における体罰等の相談については、学校以外の相談窓口へのアクセスを含め、多様な相談経路を確保することが求められる。加えて、スクールソーシャルワーカーについては依然として配置が十分とはいえず、予防的な支援を強化する観点からもさらなる拡充が必要である。児童養護施設における権利擁護についても、外部専門職による関わりや第三者の視点を取り入れるなど、閉鎖性を防ぐ取組が求められる。

また、子どもの権利ノートの活用や相談カードの配布、24 時間子供 SOS 電話相談の周知、スクールソーシャルワーカー配置の成果については、「理解の促進」や「相談しやすい環境の整備」といった自己評価だけでなく、アンケート結果や相談件数など客観的な指標に基づいて効果を検証する必要がある。今後は、研修内容の振り返りや自己点検の仕組みを充実させるとともに、相談支援体制のさらなる強化と客観的な評価手法の導入を進め、子どもの権利保障の実効性を高めていくことが重要である。

### 推進施策（12）

CAP プログラムや性の多様性プログラム、条例に関する授業プログラム、人権に関する講話や実践報告などを継続的に実施し、子どもの権利に関する学

習機会の充実を図っていることは評価できる。また、参加型学習や外部講師の活用、実践事例の共有などにより、学習内容の充実と周知の拡大に取り組んでいる点も評価できる。さらに、人権オンブズパーソン制度の周知、相談カードの配布、GIGA 端末や LINE・メールを活用した相談窓口の整備、スクールソーシャルワーカーの増員などを通じて、子どもが相談しやすい環境づくりと相談・救済体制の強化を進めていることも評価できる。

一方で、各事業の実施状況が継続的に維持されている反面、実施内容が大きく変化しておらず、さらなる発展や改善に向けた取組が求められる。また、相談窓口の認知度向上は見られるものの、相談につながりにくい子どもへの支援や相談後の支援効果、いじめの未然防止や早期解決への寄与については十分な検証が行われているとは言い難い。加えて、校内研修の内容が実践的な対応力の向上につながっているかについても検証が必要である。

今後は、各プログラムの実施校数の拡大に向けて具体的に検討するとともに、アンケート等を活用しながら内容の改善を進めていくことが重要である。また、地域の実情に応じてスクールソーシャルワーカーの体制をさらに充実させ、その役割や有効性について子どもや保護者への周知を強化する必要がある。加えて、学校、家庭、福祉、医療機関等との連携を一層強化し、相談対応にとどまらず、いじめの未然防止や早期解決につながる実効性の高い支援体制を構築していくことが求められる。

### 推進施策（13）

保育所や学校、児童相談所において、個人情報の適切な管理や相談記録等の適正な取扱いを通じて、子どもの権利擁護に努めていることは評価できる。また、職員研修の実施に加え、ルールの確認や通達事項の共有、課題の検討などを通じて、情報管理に関する知識や意識の定着を図っていることも評価できる。さらに、適正手続の観点から、文書の適正な作成や弁明の機会の確保に取り組んでいる。

一方で、個人情報の漏えいはどの部署や職員にも起こり得るものであり、一度発生すると重大な影響を及ぼすことから、個人情報保護に関する認識や実務上のノウハウを継続的に職員へ浸透させていく必要がある。また、情報管理を巡る技術や手法は変化が早いため、時代に応じた管理方法や情報セキュリティ対策を不断に見直していくことが求められる。

さらに、弁明の機会の確保については、誰がどのような立場で聴取を行い、その結果がどのように意思決定へ反映されたのかについて、より具体的な検証や、学校間での取扱いの差が少なくなることが重要である。

今後は、継続的な研修や情報共有を通じて職員の理解と実践力を高めると

ともに、個人情報保護や子どもの権利擁護に配慮した情報管理の推進が求められる。また、適正手続の運用状況について具体的な検証と共有を進めていくことが望まれる。

#### 推進施策（14）

防犯パトロールや交通安全教室、青少年健全育成事業、寺子屋事業、幼保小連携事業、妊娠・出産包括支援事業などを通じて、子どもの安全・安心の確保や健全育成、子育て支援の充実に取り組んでいることは評価できる。また、地域教育会議による子ども会議や各種交流事業、支援機関のネットワーク会議などを通じて、地域全体で子どもの成長を支える体制づくりが進められていることも評価できる。

一方で、多くの事業について実施件数や活動内容は示されているものの、毎年ほぼ同じ文言で成果を述べている箇所があり、評価自体がきちんと行われていない可能性がある。特に、防犯活動や交通安全教育、青少年健全育成事業等については、子どもの安全確保や意識向上にどの程度つながったのかを示す根拠が求められる。

今後は、アンケートや利用実績などの客観的な指標による効果測定を進めるとともに、事業評価の改善につなげていくことが重要である。あわせて、幼保小・小中連携の充実、義務教育終了後も見据えた切れ目のない支援体制の構築、ネットワーク会議における連携強化を進めながら、子どもも参加できることや子どもの視点にたった取組を一層推進していくことが求められる。

#### 推進施策（15）

地域団体への助成や子ども夢パーク、プレーパーク、学習支援事業、子ども食堂などへの支援を通じて、地域における多様な子どもの居場所づくりが推進されていることは評価できる。また、遊具や教材の貸出し、子育てボランティアの派遣などにより、地域活動を支える環境整備が図られているほか、不登校など様々な課題を抱える子どもや保護者に対して、安心して過ごせる居場所の提供や学校・関係機関との連携による支援が継続的に行われていることも評価できる。これらの取組は、地域全体で子どもを支える基盤づくりや、子どもの学びや育ちを支える環境の充実につながっている。

一方で、子どもの抱える課題や支援ニーズは多様化しており、一人ひとりの状況に応じた支援体制のさらなる充実が求められる。特に、生活困窮家庭への進学支援のあり方や、中高生向けの居場所の充実、不登校の子どもへの専門的な支援の強化については、引き続き検討が必要である。また、多様な子どもの居場所が整備される一方で、必要とする子どもや保護者に支援が十

分に届くよう、周知方法や情報発信の工夫も重要な課題である。

今後は、地域における居場所づくりへの支援を継続・充実させるとともに、学校、関係機関、地域団体との連携を一層強化し、多様な課題を抱える子どもへの切れ目のない支援体制を構築していくことが重要である。あわせて、様々な支援資源の情報を分かりやすく整理し、子どもや保護者が必要な支援を選択しやすい環境を整備することが求められる。

### 推進施策（16）

青少年団体や地域教育会議の活動支援を継続し、子どもが地域活動に参加し、主体的に学び成長する機会を確保していることは評価できる。特に、青少年育成連盟による中高生リーダー研修では、子ども自身が企画や運営に関わり、意見表明や団体間の交流を深める機会が提供されている。また、地域教育会議においては、地域住民や保護者が子どもの権利について学び合う活動を通じて、子どもの権利に対する理解の促進と大人側の意識向上が図られていることも評価できる。

一方で、団体活動への新たな参加者の確保や認知度の向上が課題となっている。また、活動の担い手や運営方法が固定化しやすく、継続的かつ活発な活動を維持するためには、より参加しやすく持続可能な体制づくりが必要である。

今後は、市立学校や青少年教育施設等との連携を強化し、広報や情報発信の工夫を通じて新たな参加者の拡大を図ることが求められる。また、子どもが主体的に地域活動へ参画できる機会を維持・充実させるとともに、活動内容や運営方法についても継続的に検証・改善を行い、多様な人が関わりやすい持続可能な活動基盤を構築していくことが重要である。

### 〔今後の方向性〕

事業を進める上で、当事者である子どもや保護者等の意見を取り入れるよう引き続き取り組みます。また、様々な困難を抱える子どもや保護者が意見を伝えられる機会についても配慮していきます。

家庭、育ち・学ぶ施設及び、地域が一体となって、子どもの育ちや子育てを見守り支え合える環境の整備等を進めていきます。

毎年の実施状況報告が中心になってしまう事業に対し、目指すべき目標や、子どもの権利の視点をできる限り明確にしながら、アンケート調査等も行いながら各事業において子どもの権利の理念に則した取組となるよう工夫していきます。

### 施策の方向Ⅳ 子どもの参加

さまざまな場において子どもの意見を聴き、子どもが自主的・自発的に、どこでも、何に対しても参加できるよう支援します。

推進施策(17)～(22) 計 65 事業

B (=目標を上回って達成) : 2 事業、 C (=目標をほぼ達成) : 61 事業、

E (=事業の廃止) : 2 事業

#### 成果指標 1

地域の活動やイベント、ボランティア活動等に参加したことが「ない」と回答する子どもの割合

| 行動計画策定時 | 現状（令和 6 年度） | 計画期間の目標値 |
|---------|-------------|----------|
| 44.6%   | 44.7%       | 39.0%以下  |

#### 成果指標 2

地域の話し合い（子ども会議、地域のイベント等運営会議、学校教育推進会議など）に参加したことが「ない」と回答する子どもの割合

| 行動計画策定時 | 現状（令和 6 年度） | 計画期間の目標値 |
|---------|-------------|----------|
| 78.9%   | 70.6%       | 60.0%以下  |

設定の理由：地域の活動や話し合いへの子どもの参加が増えることで、子どもの参加・意見表明が促進されと考えられるため。

### 〈取組状況〉

#### 推進施策（17）子どもの参加の促進

子どもが市政等について意見を表明する機会や、育ち・学ぶ施設や地域での活動に参加する機会等、子どもの参加を支援します。

子どもや若者の想いを、川崎のまちを良くするための参考にするため、「子ども・若者の“声”募集箱」を設置し、ロゴフォームを用いて、市への想いを聴くことができました。また、そのフィードバックとして、市長からのメッセージや動画をホームページに掲載し、子どもや若者が市の施策に参加する機会の拡充を進めました。子ども会議とも連携し「カワサキ☆U18」や定例会など一連の取組として展開したことで、幅広い子どもの声の聴取につながったことや、大人との対話を通じて、子どもたちは多様な視点に触れ、自らの意見をさらに深めることができました。

その他、子ども参加事業においては、各局・各部署の事業や取組について、子どもが体験する機会や、子ども同士及び地域の人と交流する機会を創出し、子どもが様々な場に参加できる機会を確保するための取組を推進しました。

子ども向け情報発信として、かわさきしこどもページ KAWASAKI U18 をはじめ、各部署の取組やイベント情報等をわかりやすく提供しました。

**推進施策（18）子ども会議の開催と支援**

市政について、子どもの意見を求めるため、川崎市子ども会議を開催します。また、子ども会議が、子どもの自主的及び自発的な取組により円滑に運営されるよう支援します。

川崎市子ども会議は、定例会議に加え、「子ども・若者の“声” 募集箱」と連携した「カワサキ☆U18」を開催し、より幅広く子どもの意見表明・社会参画する機会を設けました。定例会議は年間 20 回ほど開催し、子どもたちが決めたテーマについて検討を深め、子どもだけでなく、行政や地域団体、企業等の大人とも話し合う機会を設け、異なる立場の相互理解が深まりました。

**推進施策（19）地域における子どもの参加活動の拠点づくり**

子どもが安心して自由に利用できる拠点施設において、子どもの自主的、自発的な参加活動を支援します。

子ども夢パークにおいて、子どもが中心となった委員会を組織し、子どもの意見を反映させて子ども自身が運営を行う「こどもゆめ横丁」、「夢パまつり」、「KUJI ROCK」等のイベントを開催しました。また、日常的な運営においても子どもの意見を積極的に取り入れました。

**推進施策（20）自治的活動の奨励**

育ち・学ぶ施設における子どもの自治的な活動を支援し、子どもの意見等については、施設の運営に配慮されるよう努めます。

学校における生徒会活動等、自分たちで学校生活を作っていく特別活動のあり方について伝え、子どもの自発的・自治的な活動に取り組みました。

小学生世代から、政治や選挙についての出前講座を実施することや、実際の選挙で使用する投票箱等を使用し生徒会選挙を行うことで、投票行為を体験でき、10 代の投票率向上につながりました。

**推進施策（21）より開かれた育ち・学ぶ施設**

育ち・学ぶ施設が子どもとその親等、その他地域の住民にとってより開かれたものとなるよう配慮します。

保育説明会や懇談会・面談等において、保護者に保育方針、子どもの権利保障への取組等についての資料配布や説明をし、アンケート、ご意見箱を設けて、保護者からも意見が言える機会を設け、その意見を取り入れた保育所運営を図りました。

各学校における学校教育推進会議を、令和 7 年度に学校運営協議会に全校移行し、地域と家庭、学校が一体となって子どもを育てる「地域とともにある学校」を目指し、児童生徒が主体的に参加し、地域住民や保護者と意見交換を行う機会を設けました。

**推進施策（22）子どもの意見の尊重**

子どもの利用を目的とした市の施設の運営にあたり、子どもの意見を聴くよう努めます。

こども文化センターやわくわくプラザの子ども運営会議、子ども夢パークの子ども運営委員会等を開催し、施設運営や行事の内容等に子どもの意見を反映することで、子どもの意見表明、参加を促進しました。

**〈総合評価〉**

取組の推進により、子どもが意見を表明し、地域や社会の中で主体的に参加する機会の充実に貢献することができました。一方で、成果指標として設定した「地域の活動やイベント、ボランティア活動等に参加したことがない」と回答する子どもの割合及び「地域の話し合い（子ども会議、地域のイベント等運営会議、学校教育推進会議など）に参加したことがない」と回答する子どもの割合については、目標を達成することができませんでした。しかしながら、前者は横ばいを維持し、後者は第7次計画策定時の値が改善されるなど、一定の成果も見られました。

**〈委員会の意見〉****推進施策（17）**

幅広い分野において子ども向けの体験事業や学習機会が提供されており、子どもの興味や関心に応じた多様な選択肢が確保されていることは評価できる。また、各部局がそれぞれの専門性を生かして事業や情報発信を実施していることから、子どもの参加や育ちを支える条例第29条の理念が庁内に広く浸透しているものと考えられる。さらに、「子ども・若者の“声”募集箱」では寄せられる意見が増加しており、事業紹介ページの改善や市長メッセージ動画の配信など、子どもへのフィードバックが行われている点も評価できる。各種の事業についても、継続的に実施され、多くの参加者を集めていることは成果といえる。

一方で、子どもの参加が体験や参加者としての関わりにとどまり、企画や運営の段階から主体的に参画できる機会は限定的である。また、子どもから寄せられた意見が市政や事業改善にどのように反映されたのか、その過程や成果が十分に見えにくい状況である。加えて、継続的に実施されている事業については内容や運営が固定化する懸念もあり、事業の検証や改善を継続的に行う必要がある。さらに、一部事業が終了していることから、子どもの体験や参加の機会が後退しないよう代替的な取組の検討も求められる。

今後は、各事業において子どもが企画や運営の検討段階から主体的に参画できる仕組みを充実させるとともに、子どもの意見がどのように施策や事業へ反映されたのかをより分かりやすくフィードバックする仕組みを強化することが重要である。また、参加者アンケート等による効果検証や事業改善を進めるとともに、各区の特色を生かした情報発信などを通じて、子どもの権

利に関する理解と参加の機会をさらに広げていくことが求められる。

### 推進施策（18）

「子ども・若者の“声”募集箱」やカワサキ☆U18、定例会議などの取組を通じて、幅広い子どもの意見を収集し、その提案を実際の市の取組に反映させていることは高く評価できる。また、子どもと大人が対話しながら活動する機会を継続的に設けることで、相互理解が深まり、子どもが「自分たちの声が大切にされている」と実感できる環境づくりが進められている。特に、年間20回に及ぶ定例会議を継続し、子どもが安心して本音を語り、自主的・自発的に活動できる場として発展させている点は評価できる。

一方で、意見表明の場に参加できる子どもは限られており、より多くの子どもが参画できる仕組みづくりが課題である。また、子ども委員の活動を支えるサポーターの確保や育成も重要な課題であり、特に定例会議を支援する大人の担い手不足への対応が求められる。さらに、子どもの参加を意見表明の段階にとどめるのではなく、意見の実現に向けて行政や大人と協働するパートナーとしての参画へ発展させていくことが必要である。

今後は、より多様な子どもが参加できる機会や参加経路を拡充するとともに、子どもの意見が施策へ反映される過程への参画を促進し、子どもと行政による協働の取組を一層推進することが求められる。また、退職した教職員や地域住民、教員免許取得を目指す大学生なども含めたサポーターの確保・育成を進め、安定的かつ継続的な支援体制を構築していくことが重要である。

### 推進施策（19）

こどもゆめ横丁やKUJI ROCK、夢パまつりなどのイベントを継続的に実施するとともに、企画やルールづくり、売上の使途の決定などに子どもが主体的に関わる機会を確保していることは高く評価できる。また、イベント時だけでなく日常の運営においても子どもの意見を積極的に取り入れ、子どもが主体的に参画できる環境づくりを進めていることは、子どもの権利を尊重した先進的な取組である。さらに、視察の受入れ等を通じて、子どもの権利を尊重した運営の好事例として認知されていることも評価できる。

一方で、日常的な子どもの参画を継続・発展させていくことが課題であると考えられ、夢パークで培われた子ども参画の手法について、他の施設や地域へどのように広げていくかという視点が十分に見えにくい。

今後は、様々な媒体を活用した広報により参加機会の周知を進めるとともに、運営に関わる子どもだけでなく、来場者の意見についてもアンケート等を通じて把握し、運営に生かしていくことが望まれる。あわせて、夢パークで蓄積された子ども参画のノウハウを他の居場所や地域活動にも展開し、子どもの主体的な参画を広げていくことが求められる。

### 推進施策（20）

生徒会活動や特別活動を通じて、子どもが主体的に学校生活をつくる取組が各学校に定着しつつあり、子どもの自治的な活動を支援していることは評

価できる。また、多くの小学校で選挙出前講座を、市立中学校の9割を超える学校で生徒会役員選挙協力事業を実施し、実際の投票を体験する機会を提供したことで、川崎市の10歳代の投票率が全国平均を上回っていることは、主権者教育の成果として評価できる。さらに、生徒会活動の実践事例や好事例の共有を通じて、子どもの主体的な参画や学校運営への関与を促進していることも評価できる。

一方で、生徒会活動の充実に向けては、子どもの意見が学校運営に反映されている好事例の共有をさらに進める必要がある。また、選挙出前講座は小学校での実施が中心となっているため、選挙権年齢に近い中学校・高等学校への展開を一層進めることが求められる。加えて、事業の継続に当たっては、限られた人員の中で効率的かつ安定的に実施できる体制づくりも課題である。

今後は、教職員が子どもの主体性を尊重しながら自治的活動を支援し、子どもの意見が学校運営により反映される仕組みを充実させることが重要である。また、生徒会役員選挙協力事業や選挙出前講座を継続・発展させるとともに、中学校・高等学校への取組拡大や広報の強化を進め、政治や社会への関心と主体的な参画意識を育む取組を推進していくことが求められる。

### 推進施策 (21)

保育園において、説明会や懇談会、個人面談、日常的な声かけなどを通じて保護者との信頼関係を築き、子どもの権利を大切にした保育について理解を深める取組を継続していることは評価できる。また、ご意見箱や第三者評価アンケートの活用により、保護者が気軽に相談や意見を出しやすい環境が整備されていることも評価できる。さらに、学校においては、全市立学校への学校運営協議会の設置が実現し、児童生徒、保護者、地域住民が学校運営や地域づくりについて意見交換できる環境が整備されたことは大きな成果である。

一方で、保護者や子どもから寄せられた意見や要望に対し、どのように対応し改善につなげたのかを分かりやすく伝えるフィードバックの仕組みは、なお充実の余地がある。また、学校運営協議会については全校設置が達成されたものの、学校ごとの取組の質や児童生徒の参画状況に差が生じないよう、好事例の共有や取組の充実を図ることが必要である。

今後は、保護者や子どもの声への対応結果が見える化し、意見が実際に運営や改善に反映されていることを実感できる仕組みを整えることが重要である。また、意見交換にとどまらず、児童生徒の意見が学校運営や地域づくりに実質的に反映される取組を進めるとともに、保育園と学校の間でノウハウや好事例を共有するなど、連携を強化しながら、子どもの意見表明がより保障される環境づくりを推進していくことが求められる。

**推進施策（22）**

子ども夢パークやこども文化センター、わくわくプラザ等において、イベント時だけでなく日常的な施設運営や定期的な子ども運営会議を通じて、子どもの意見を施設運営に反映する取組が継続的に実施されていることは評価できる。また、子ども夢パークの取組は視察の受入れ等を通じて広く共有されており、子どもの権利を尊重した運営の好事例として高い評価を得ている。

一方で、参加している子どもの属性に偏りがいないか、多様な背景を持つ子どもの意見が十分に反映されているかについては検証が必要である。また、子ども運営会議の参加人数や参加状況などの情報が十分に示されておらず、取組の効果や実態を評価しにくい状況が見られる。さらに、条例の趣旨からすると、こうした子ども参加の仕組みは一部の施設にとどまらず、市全体の子ども関連施設へ広げていくことが求められる。

今後は、子どもの意見を尊重し、子どもの主体的な参加を実践する環境づくりをさらに進めることにより、子どもの意見表明と参画意欲の向上につなげることが望まれる。あわせて、子どもの意見が施設運営や事業改善にどのように反映されたのか、子ども自身が参画の成果や意義を実感できる仕組みをさらに充実させることが重要である。また、年齢や障害の有無、不登校、外国につながる背景などにかかわらず、多様な子どもが参加しやすい環境を整えるとともに、大人と子どもが対等な立場で対話しながら運営を進める取組を推進し、子どもの主体的な参画意欲を向上させていくことが求められる。

**〔今後の方向性〕**

引き続き、市政に対して寄せられた子どもたちの意見がどのように反映されているのかについて、子どもたちに分かりやすく伝えるための取組を進めます。

生徒会活動の活性化を図るために、実践例等を共有し、生徒が自発的かつ主体的に活動できるよう支援していきます。

育ち・学ぶ施設において、子どもの意見表明や主体的な参加、自発的・自治的な活動を支援するとともに、家庭・地域・学校が一体となって更に取組を進めます。また、子どもたちの意見がどのように施設運営や事業改善に反映されているかについても、子どもたちに分かりやすく伝える取組を進めていきます。

## 施策の方向Ⅴ 相談及び救済

子どもが相談しやすい環境の整備を進め、子どもの権利侵害の特性に配慮した相談及び救済を行います。

推進施策(23)(24) 計 17 事業

C(=目標をほぼ達成): 17 事業

### 成果指標

困ったり悩んだりしたとき、どの相談・救済機関にも相談「できない」、「したいと思わない」と回答する子どもの割合

| 行動計画策定時 | 現状(令和6年度) | 計画期間の目標値 |
|---------|-----------|----------|
| 63.3%   | 57.0%     | 47.0%以下  |

設定の理由: 子どもが困ったり悩んだりするときに相談しやすい環境を整えることが、子どもの権利の救済につながると考えることができるため。

## 〈取組状況〉

### 推進施策(23) 人権オンブズパーソンによる相談・救済

人権オンブズパーソンが、子どもの権利の侵害について相談及び救済を行います。

安心して相談ができる、また、簡易に救済の申立てができる人権オンブズパーソン制度について、従来の子ども相談カード等の啓発物の配布に加え、2次元バーコードの掲載や、かわさきしこどもページ KAWASAKI U18 へ掲載し、メールでの相談も実施できるようになったことで、子どもが相談にアクセスしやすい環境を整えました。人権オンブズパーソンや専門調査員が学校等を訪問し、人権オンブズパーソン制度や相談事例の紹介、いじめや人権に関する話をするにより、周知及び利用促進を図りました。

### 推進施策(24) 関係機関と連携した相談・救済等

関係機関と連携し、子どもの権利侵害の特性に配慮した相談及び救済を行います。

それぞれの特性に応じた相談窓口を設置し、子どもの権利侵害の状況に配慮した相談及び救済を行いました。

かわさきしこどもページ KAWASAKI U18 において、「相談したいとき」というコンテンツを設け、GIGA 端末でもブックマークからアクセスできるようにし、相談・救済機関の周知や、相談へアクセスしやすいようにしました。

## 〈総合評価〉

子どもが安心して相談できる環境の整備や相談・救済機関の周知が進み、子どもの権利侵害の特性に配慮した相談及び救済の推進に寄与しました。一方で、成果指標は改善がみられたものの目標を達成することはできませんでしたが、さらなる取組が求められる状況です。

## 〈委員会の意見〉

**推進施策（23）**

子どもの権利に基づく相談・救済機関として、相談受付件数が過去3年間で着実に増加しており、特に令和7年度には相談件数が大幅に増加していることは評価できる。また、事務所移転を契機とした広報活動の強化や、相談カードへの二次元コード掲載、GIGA 端末からアクセス可能なメール相談の導入など、子どもが相談しやすい環境整備を進めていることも評価できる。さらに、相談者自身の力による問題解決を支援する機関として、子どもの権利の視点に立った相談・救済活動を継続していることは重要である。

一方で、相談件数の増加がメール相談の導入によるものかなど、取組の効果や要因については十分な分析が示されていない。また、相談カードや啓発チラシがどのように配布され、子どもたちにどのように受け止められているのかが見えにくく、周知・啓発の実効性についても検証が必要である。加えて、資料配布だけでなく、相談機関の役割や相談の流れについて子どもに直接説明する機会を設けることも重要である。

今後は、メール相談の成果や課題を検証するとともに、子どもにとって身近な SNS などの活用についても検討することが望まれる。また、いじめや体罰、暴力などの深刻な問題だけでなく、日常の悩みや困りごとにも相談できる身近な機関であることを分かりやすく発信し、子どもが相談をためらうことのない環境づくりを進めていくことが求められる。さらに、広報・啓発の効果を継続的に検証しながら、より多くの子どもに相談・救済制度が届く取組を推進していくことが重要である。

**推進施策（24）**

人権オンブズパーソンや関係機関と連携しながら、子どもの状況に応じた相談・救済を実施するとともに、こどもページや GIGA 端末、相談カード等を活用した周知・広報を進め、子どもが相談しやすい環境づくりに取り組んでいることは評価できる。思春期保健相談においては相談体制の整備や講演会の実施状況が具体的に示されており、また、児童相談所が GIGA 端末を活用して相談窓口へアクセスしやすい環境を整備していることも評価できる。

一方で、相談環境の整備が進められているにもかかわらず、「相談できない」「相談したいと思わない」と回答する子どもの割合については目標を達成できておらず、支援が必要でありながら相談につなぐりにくい子どもへの対応が課題となっている。また、思春期保健相談や SOS カード配布事業については、実施状況の報告はあるものの、利用者アンケートや相談件数などを活用した効果検証が十分とは言えず、事業の成果や改善点が見えにくい状況である。

今後は、相談窓口の周知やアクセスしやすい仕組みをさらに充実させるとともに、SNS など子どもにとって身近な媒体を活用した広報を進め、相談機関をより身近な存在として認識してもらう工夫が求められる。あわせて、関

係機関との連携を強化しながら、相談につながりにくい子どもにも支援が届く相談・救済体制の充実を図ることが望まれる。

### 〔今後の方向性〕

子どもが困ったり悩んだりした時に気軽に相談・救済機関等に相談しやすいよう、時代に合わせた普及啓発を行っていきます。

子どもが抱える心理的な不安や課題に対応するため、学校における心理職の需要が高まり続けており、より効果的な学校巡回カウンセラーの派遣や、スクールカウンセラーの配置について検討し、学校の教育相談体制の構築を推進していきます。

子どもの権利の視点で相談事業を実施し、子ども自身の力で問題解決が図れるよう適切な助言・支援を行うとともに、関係機関と連携して、救済に関する調査・調整等を行っていきます。

## 2 重点的取組の状況等

**重点1 虐待・体罰、いじめの防止及び救済等の取組**

## 〈該当する取組〉

## 推進施策(9)-⑯

要保護児童等の適切な保護や相談支援を実施するため、児童相談所や区の体制強化や児童家庭相談支援機能の充実に取り組むとともに、「要保護児童対策地域協議会」等、各種関係機関の連携により、虐待の早期発見、早期対応及び未然防止に努めます。

## 推進施策(9)-⑰

児童虐待の発生予防と社会的認識向上のため、乳幼児健診の場や新生児訪問事業等で、親等に対する虐待・体罰防止に関する広報・啓発及び相談体制を充実するなど親支援を通じた虐待予防事業を実施します。

## 推進施策(9)-⑱

来所に加え電話・SNSを活用した各種相談事業や、児童相談所・区役所等の関係機関及び地域の連携により、虐待からの救済及び回復に努めます。

## 推進施策(11)-㉑

条例や虐待防止に関する啓発資料等の配布、各種研修の実施等により、保育所や学校をはじめとした育ち・学ぶ施設の職員に対し、子どもへの虐待及び体罰の防止について啓発します。

## 推進施策(11)-㉒

育ち・学ぶ施設において、各種相談カードの配布やスクールカウンセラーの配置、スクールソーシャルワーカーの派遣等、子どもが虐待や体罰について相談しやすい環境を整備するほか、関係機関との連携により、子どもの救済及び回復を迅速に進めます。

## 推進施策(12)-㉓

子ども自身が子どもの持つ権利を理解して、権利侵害から身を守れるよう、権利学習派遣事業等により子どもの権利学習を推進します。

## 推進施策(12)-㉔

育ち・学ぶ施設におけるさまざまな職種の職員の人材育成として、実践報告会や交流会など個々の業務に即した内容でいじめ防止のための子どもの権利に関する研修を行い、人権尊重に基づいた教育活動の推進を図ります。

## 推進施策(12)-㉕

学校等において、各種相談カードの配布等による救済制度の周知や社会福祉や心理の専門性を持った職員の配置などにより、子どもや保護者がいじめについて相談しやすい環境を整備するほか、関係機関と連携し、いじめの発生を未然に防止します。

## 推進施策(24)-④⑥

子どもが安心して気軽に相談できるよう、SOS の出し方・受け止め方を伝える取組を行うほか、相談カードやホームページ等で広報し、相談・救済機関の周知と利用勧奨を行います。

## 〈取組状況〉

虐待・体罰、いじめの防止及び救済の取組について、行動計画に基づいて次の取組を実施しました。

## 〔推進施策(9)-⑩について〕

- 要保護児童対策地域協議会を開催し、関係機関と情報共有、役割分担、支援計画等、より効果的に連携につながる方法を模索しました。また、子どもや家族を講師として招き当事者の声を聴くことでより深い理解につながりました。
- 区役所地域みまもり支援センターに、こども家庭センター機能を位置付けるとともに、全ての妊婦・子育て世帯・子どもへの切れ目ない支援のため、区役所における相談支援体制の整備を令和7年度から試行実施しました。

## 〔推進施策(9)-⑪について〕

- 各区地域みまもり支援センターにおいて、子育てに悩みなどのかかえている母親の把握に努めるとともに、グループミーティングを実施することで、虐待の未然防止や重症化防止を図りました。
- 児童虐待防止の効果的な啓発のため、様々な内容や対象とした啓発動画を令和7年度に作成し、トレインチャンネルや市内各所のデジタルサイネージ等で放映しました。

## 〔推進施策(9)-⑫について〕

- 人権オンブズパーソンでは、相談者の状況を把握し、寄り添って問題解決を図りました。また、関係機関と連携し、救済申し立てに関する調査等を行いました。
- 市内2箇所の相談室で、友人関係やいじめ、不登校に関する相談を受け、児童と保護者の支援を継続的に行いました。また、申込方法の変更や業務改善を進めたことで、待機日数の縮減を進め、令和7年度からはメール相談を24時間受付し、土日を含め毎日対応できる体制を整備しました。

## 〔推進施策(11)-⑬について〕

- 保育所等では、施設長研修や職場研修、出張講座等を通じて、子どもの権利を尊重した保育や不適切保育の防止に関する理解を深めるとともに、施設間の連携や学び合いの機会の充実を図りました。
- パンフレットや啓発資材の配布、子どもに関わる施設・団体への講師派遣等により、条例や子どもの権利に関する周知・啓発を推進しました。
- 子どもに関わる施設や地域団体等を対象とした研修・講師派遣を継続的に実施し、基礎的な知識に加え、実践的な内容を提供しました。さらに、児童相談所や関係機関の職員を対象とした研修では、子どもの権利擁護や虐待対応等について学ぶ

機会を設け、支援の質や権利意識の向上につなげました。

- 教職員や学校管理職を対象とした研修を通じて、子どもの権利、人権尊重教育、体罰や不適切な関わりの防止、多様性の理解等に関する学びを深めました。各学校においても校内研修や情報共有が行われ、人権尊重に基づく教育活動や指導支援体制の充実につながりました。

〔推進施策(11)-②について〕

- 学校において、相談カードや電話相談窓口の周知を継続して行うとともに、GIGA 端末の活用など相談しやすい環境整備を進め、児童生徒が必要な支援につながりやすい体制づくりを推進しました。
- 来所相談、電話相談、メール相談を実施するとともに、業務改善による待機期間の短縮を図り、子どもや保護者への支援の充実に取り組みました。
- スクールソーシャルワーカー及びスクールカウンセラーの配置・活用を進め、関係機関との連携のもと、不登校やいじめ、虐待など様々な課題を抱える児童生徒や家庭への支援体制を強化しました。特にスクールソーシャルワーカーについては増員を進め、相談支援体制の充実や学校への巡回支援につなげることができました。

〔推進施策(12)-③について〕

- CAP プログラムによる参加型学習を実施し、子どもたちが暴力や権利侵害から自分を守る方法や相談の大切さについて学ぶ機会を提供しました。また、性的マイノリティ当事者による講演や、「条例」を学ぶ授業プログラムを実施し、自分や他者の権利、多様性の尊重について理解を深めました。併せて、教職員研修を通じて条例や子どもの権利に関する理解促進を図りました。
- かわさき共生＊共育プログラムでは、担当教職員への研修や学校での実践を通じて、子どもたちが自分や他者の人権を尊重し、良好な人間関係を築くための力を育む取組を推進しました。また、「SOS の出し方・受け止め方教育」を継続的に実施し、困ったときに助けを求める力や支え合う力の育成につなげました。

〔推進施策(12)-④について〕

- 人権尊重教育推進担当者研修や校長研修では、子どもの権利、多様性、意見表明権などをテーマに理解を深めるとともに、学校全体で人権尊重に基づく教育活動を推進するための意識向上を図りました。
- 教職員研修では、人権尊重を基盤とした児童生徒の信頼関係づくりや指導力の向上に取り組みました。
- スクールカウンセラー等を対象とした研修を通じて、子どもの権利や子ども理解、関係機関との連携に関する知識を深め、教育相談体制の充実につなげました。

〔推進施策(12)-⑤について〕

- 人権オンブズパーソンについては、相談カードや啓発チラシの配布、子ども教室の実施、動画や SNS 等を活用した広報を行い、制度の認知向上と利用促進を図りました。また、GIGA 端末や二次元コードの活用により、子どもが相談しやすい環境整備を進めました。

- スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーを配置・増員し、関係機関と連携しながら、いじめや不登校、家庭環境など様々な課題を抱える児童生徒や保護者への支援を行いました。
- 24 時間電話相談や教育相談事業を継続するとともに、相談体制の改善や相談窓口の周知を進め、子どもや保護者が必要な支援につながる体制の充実を図りました。さらに、学校・区役所・福祉部門等の関係機関が連携しながら、いじめ防止や児童生徒支援の取組を推進するとともに、支援教育コーディネーターを中心とした校内支援体制の充実や、いじめ防止対策に関する情報共有・連携強化を進めました。

〔推進施策(24)～④⑥について〕

- 電話相談窓口や教育相談体制の充実を図るとともに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置・増員を進め、子どもや保護者が相談しやすい環境づくりを推進しました。
- 関係機関との情報共有や連携を強化しながら、不登校、いじめ、虐待等の課題に対して、相談・支援・救済を行う体制の充実を図りました。
- GIGA 端末や相談案内カード等を活用した相談窓口の周知を進め、支援を必要とする子どもが早期に相談につながる取組を実施しました。

〈総合評価〉

虐待・体罰やいじめの未然防止、早期発見・早期対応に向けた体制整備が進むとともに、子どもが安心して相談できる環境の充実や権利意識の向上が図られ、子どもの安全・安心の確保と権利擁護の推進に寄与することができました。

〈委員会の意見〉

各推進施策において、研修や学習会、相談支援、関係機関との連携などの取組が継続的に実施されており、参加型学習や外部講師の活用による内容の充実も図られていることは評価できる。一方で、多くの事業において評価が実施主体による自己評価にとどまり、肯定的な記述が中心となっていることから、取組の成果や効果を客観的に判断しにくい状況が見られる。また、当事者である子どもや保護者、参加者の声が十分に反映されておらず、実際に支援や取組がどのような効果を生み出しているのかが見えにくい。

さらに、複数の事業において各年度の実施状況がほぼ同一となっており、事業の検証や改善が十分に行われているのか懸念がある。特に、虐待・体罰やいじめの防止に関する施策については、どの程度成果につながったのかを検証する視点が必要である。

今後は、事業の周知をさらに進めるとともに、参加者や利用者へのアンケート、意見聴取などを通じて当事者の声を把握し、その結果を事業改善に反映する仕組みを構築することが求められる。また、子どもの参加の視点を一層重視し、客観的な評価指標や利用者の評価を取り入れながら、事業を担当する職員

一人ひとりが当事者になった継続的な検証と改善を進めていくことが重要である。

### 〔今後の方向性〕

各推進施策において、研修や相談支援、関係機関との連携などの取組を引き続き着実に実施するとともに、当事者である子どもや保護者、参加者の意見を反映した事業の検証や改善を行うことができるよう、意見聴取の取組や指標をはじめとした事業効果の把握に努めます。また、事業の成果や課題がより分かりやすく把握できるよう、年度ごとの報告内容や報告書様式の改善についても検討を進め、社会状況や子どもを取り巻く課題の変化を踏まえながら、必要に応じて事業内容の見直しを行うなど、施策の実効性向上に努めていきます。

## 重点２ 子どもの参加を支援する取組

### 〈該当する取組〉

#### 推進施策(17)-③⑩

地域において、子どもがあらひのままの自分でいられ、休息して自分を取り戻すことができ、安心して人間関係をつくり合うことができる、こども文化センターや子ども夢パーク等の居場所づくりとともに、地域ぐるみで学習支援や体験を支援する仕組みづくりを行います。

#### 推進施策(17)-③⑤

子ども会議を開催し、市政等について子どもが市民として意見表明することを支援します。また、市ホームページやGIGA 端末などインターネットを活用して子どもからの意見聴取に取り組みます。

#### 推進施策(17)-③⑥

地域において、文化、スポーツなど、さまざまな社会体験ができるように、各種子ども教室や施設見学、市内をフィールドにしたワークショップ等の子ども向け事業を実施し、子どもが活動に参加することを支援します。

#### 推進施策(17)-③⑦

子どもが育ち・学ぶ施設や地域での活動に自主的に参加できるよう、子ども向けのイベント情報や子どもにわかりやすい表現による市政情報及び各区の魅力などホームページ等を通じて提供します。

#### 推進施策(18)- ③⑨

市政について、子どもの意見を求めるため、川崎市子ども会議を開催します。また、他都市の子ども会議の視察や子ども会議サポーターの養成等により、子どもの自主的、自発的な活動を支援し、川崎市の小・中・高全校に周知することで子ども会議への参加の促進につなげていきます。

#### 推進施策(22)- ④③

育ち・学ぶ施設、その他子どもの活動の拠点となる場等、子どもが主に利用する施設の運営にあたり、こども文化センターやわくわくプラザの子ども運営会議、子ども夢パークの各種イベント等運営会議など子どもが中心となる会議を開催し、職員や地域の大人はそれを補助するとともに、構成員として参加する会議体において定期的に子どもの意見を聴き、施設運営等に反映されるよう努めます。

### 〈取組状況〉

子どもの参加を支援する取組について、行動計画に基づいて次の取組を実施しました。

#### 〔推進施策(17)－⑳について〕

- 地域における子どもの居場所づくりや学習・体験支援推進のため、外遊びイベントやプレーパーク活動、こども文化センター、子ども夢パークなど、多様な居場所の運営を継続して実施しました。地域の自然や公園を活用した体験活動や多世代交流を通じて、子どもが安心して過ごし、自ら考え行動できる機会を提供しました。
- 学習支援・居場所づくり事業では、市内 17 か所で学習支援や居場所の提供を行い、登録者数は増加しました。高校進学に向けた支援やキャリア教育を実施し、子どもの学習意欲の向上や進路実現を支援しました。
- 地域の寺子屋事業や子ども地域交流・居場所促進事業では、地域人材やボランティアの協力を得ながら、学習支援や体験活動を実施し、子どもと地域住民との交流を促進しました。わくわくプラザ事業においても、市内全ての市立小学校で放課後の安全・安心な居場所を提供し、子どもの健全育成と子育て支援の充実を図りました。

#### 〔推進施策(17)－㉑について〕

- 「子ども・若者の“声”募集箱」や川崎市子ども会議、地域教育会議による子ども会議を通じて、子どもが意見を表明し、市政や地域づくりに参加する機会の充実を図りました。
- 「子ども・若者の“声”募集箱」では、市ホームページを活用して意見聴取を行い、3年間で延べ1,600件を超える意見が寄せられました。寄せられた意見を市政運営の参考とするとともに、ホームページや動画によるフィードバックを実施しました。
- 川崎市子ども会議や地域教育会議による子ども会議では、多様なテーマについて子どもが意見を表明し、大人との対話や地域での活動を通じて相互理解を深める機会を提供しました。これらの取組により、子どもの意見を尊重し、社会全体で子どもの声を受け止める環境づくりを推進しました。

#### 〔推進施策(17)－㉒について〕

- 地域において、子どもが文化、スポーツ、自然、科学、環境、防災、職業体験など多様な社会体験に参加できる機会を提供しました。
- 社会教育施設や文化施設、スポーツ団体、大学、企業、市民団体等と連携し、体験教室やワークショップ、見学会、講座、コンクールなど幅広い事業を継続的に実施しました。
- スポーツ分野では、地域スポーツイベントやパラスポーツ体験、スポーツフェスタ、スポーツパートナーとの交流事業などを通じて、子どもたちがスポーツに親しむ機会を提供しました。文化芸術分野では、伝統芸能体験や演劇・映像・音楽

ワークショップ、鑑賞機会の提供などを行い、文化芸術への関心や創造性を育みました。

- 防災学習、平和学習、環境学習、自然体験、ものづくり体験、食育・花育、市場見学、職業体験など多様な学びの機会を提供し、子どもたちの興味・関心の拡大や主体的な参加を促進しました。さらに、青少年フェスティバルや川崎ワカモノ未来 PROJECT などにおいて、青少年が企画・運営や地域活動に主体的に関わる機会を創出しました。

〔推進施策(17)～③⑦について〕

- 子どもが身近な地域や市政への理解を深め、自主的に活動へ参加できるよう、各種キッズページや子ども向けホームページを運営し、イベント情報や施設案内、市政情報などを分かりやすく発信しました。
- 「かわさきしこどもページ」では、子ども向けイベント情報や相談窓口情報等の充実を図るとともに、子どもの意見を反映したページ改善や利便性向上に取り組みました。また、統計、市議会、自治基本条例、上下水道、市バス、図書館、港湾、各区の特色などを紹介する子ども向けページを継続的に運営し、子どもが学びや情報収集を行いやすい環境づくりを進めました。
- こども文化センターだよりやホームページを活用し、子どもが企画した行事や活動を発信することで、子どもの主体的な参加や意見表明を促進しました。

〔推進施策(18)～③⑨について〕

- 川崎市子ども会議において、子どもが市政や地域課題について意見を表明し、参加できる機会の充実を図りました。「子ども・若者の“声” 募集箱」や「カワサキ☆U18」、定例会議などを組み合わせながら、多様な子どもの声を集め、市政への提案や意見交換を行いました。
- 定例会議を継続的に開催することで、子どもが安心して意見を述べられる居場所づくりを進めるとともに、子ども自身がテーマを設定し、話し合いや提案活動に主体的に取り組める環境を整えました。あわせて、サポーター向け研修の実施などを通じて、子どもの活動を支える体制の充実を図り、子どもの自主的・自発的な活動への参加を支援しました。

〔推進施策(22)～④③について〕

- 子ども夢パーク、こども文化センター及びわくわくプラザにおいて、子どもが主体となって運営や活動に参画する機会を継続的に設けました。
- 子ども夢パークでは、「こどもゆめ横丁」や「KUJI ROCK」などのイベントを子どもとともに企画・運営し、ルールづくりや活動内容の決定などに子どもの意見を反映し、日常的な施設運営においても子どもの意見を取り入れ、主体的な参加を推進しました。
- こども文化センター及びわくわくプラザでは、毎月開催する子ども運営会議を通じて意見や要望を聴取し、施設運営や行事の企画・実施に反映しました。これにより、子どもが自ら考え、企画し、活動に関わる機会を確保するとともに、子どもの視点を生かした施設運営を行いました。

### 〈総合評価〉

取組の推進により、子どもの意見表明や社会参加を支える環境づくりを進めるとともに、子どもが地域や社会との関わりの中で主体的に学び、活動する機会の充実が図られました。また、子どもの権利を尊重しながら、その意見を施策等に反映する取組を推進することで、子どもの参加を支援する基盤の強化に寄与しています。

### 〈委員会の意見〉

子ども夢パークや子ども会議をはじめ、多様な居場所や体験活動の場を通じて、子どもの意見表明や参加の機会を継続的に確保していることは評価できる。また、学習支援や居場所づくり、地域活動への参加機会の提供、意見表明のための多様なチャンネルの整備、施設運営への子どもの参画の推進などにより、条例の理念に基づく取組が着実に進められている。さらに、子どもから寄せられた意見を実際の施策や事業に反映する取組も進められており、子どもと行政との間に対等なパートナーシップの基盤が形成されつつあることも評価できる。

一方で、意見を聴く仕組みは充実してきているものの、子ども自身が意見の実現に向けて行政や地域と協働しながら行動する機会は十分とは言えない。また、寄せられた意見がどのように検討され、どのような理由で採用または不採用となったのかについて、子どもへのフィードバックの仕組みが十分に確立されているとは言い難い。加えて、体験活動や情報提供型の事業に比べ、子どもが主体的に企画や運営に関わる取組は限定的であり、さらなる充実が求められる。

今後は、子どもの参加や自己決定などの意見表明は、政策への提言などの政策レベル、施設運営や行事企画などの活動レベル、日常生活における対話などの日常レベルのそれぞれにおいて推進していくことが重要である。また、意見表明の機会の確保にとどまらず、意見形成の支援や意見反映の過程を重視し、子どもが参画の成果を実感できる仕組みを整えることが求められる。さらに、子ども自らが地域活動や事業の企画・実施に関わる機会を拡充するとともに、こうした取組を支えるサポーターや中間支援団体の育成、支援体制の充実を図り、子どもと大人が協働して子どもの権利を大切にすまちづくりを持続的に推進していくことが重要である。

### 〔今後の方向性〕

子どもの意見表明や社会参加の機会をさらに広げるため、効果的な広報や周知を進め、より多くの子どもが参加できる環境づくりを検討していきます。また、地域活動や居場所づくり、学習支援、外遊び等を支える担い手の確保・育成や関係機関との連携強化を進めていきます。

子どもの意見を事業や施設運営に反映するとともに、意見表明にとどまらず、企画や運営、地域活動に主体的に関われる機会の充実を図るため、情報発信や体験プログラムの内容を継続的に改善し、子どもが安心して学び、参加し続けられ自分の意見を表明できる環境づくりを推進していきます。